

附則

- (1) 当社は、特に必要がある時には、この約款に特約を付することができます。
- (2) 一括加入、臨時加入、業務用等については、別に定めます。
- (3) この約款は、平成16年4月1日より施行します。

第1条（契約に関する経過措置）

この改正実施の際現に、当社がケーブルテレビ加入契約約款（料金表を含み、以下「テレビ約款」といいます。）、BS デジタルサービス加入契約約款（料金表を含み、以下「BS 約款」といいます。）および J-COM TV デジタルサービス加入契約約款（料金表を含み、以下「J-COM TV 約款」といいます。また「テレビ約款」、「BS 約款」、「J-COM TV 約款」を総称する場合は「旧約款」といいます。）の規定により締結している、当社が提供する「ケーブルテレビサービス」、「BS デジタルサービス」、および「J:COM TV デジタルサービス」（以下、3 サービスを総称する場合は「旧サービス」といいます。）については、この改正実施の日において、この約款の規定により、以下のサービスにそれぞれ移行したものとします。

旧サービス	新サービス
ケーブルテレビ加入契約約款 ケーブルテレビサービス	J:COM TV サービス加入契約約款 ケーブルテレビサービス
BS デジタルサービス加入契約約款 BS デジタルサービス	BS デジタルサービス
J:COM TV デジタルサービス加入契約約款 J:COM TV デジタルサービス	J:COM TV デジタルサービス

2 この改正実施の際現に、テレビ約款の規定により一時停止を行っている契約については、前項の規定に準じて取り扱います。

第2条（設備に関する経過措置）

この改正実施の際現に、当社が旧約款の規定により提供している設備（機器等を含みます。）は、この改正実施の日において、附則第1条（契約に関する経過措置）の規定により、それぞれこの約款の規定により当社が提供する設備に移行したものとします。

第3条（料金等の支払いに関する経過措置）

この改正実施前に、旧約款の規定により生じた料金その他の債務は、なお従前のとおりとします。

第4条（損害賠償に関する経過措置）

この改正実施前に、旧約款の規定によりその事由が生じた旧サービスに関する損害賠償の取扱いのうち、附則第1条（契約に関する経過措置）の規定により移行する契約に係るものについては、この改正実施の日において、なお従前のとおりとします。

第5条（この改正実施前に行った手続きの効力等）

この改正実施前に、当社に対し旧約款の規定により行った手続きその他の行為については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

2 この改正実施の際現に、当社が旧約款の規定により提供している旧サービスについてはこの附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとします。

（実施期日）

この改正規定は、平成16年6月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成16年8月6日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成16年9月1日から実施します。

この改正規定実施前に支払いまたは支払われなければならなかった料金その他の債務は、なお従前のおりとしします。

（実施期日）

この改正規定は、平成16年9月25日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成16年12月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成17年1月4日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成18年1月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成18年3月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成18年4月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成18年7月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成18年12月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成19年5月1日から実施します。

（有料番組サービスに関する経過措置）

この改正により追加された有料番組のうち、「Mnet」「Mnet オンデマンド」は、平成19年6月1日からの提供とします。

（実施期日）

この改正規定は、平成19年7月21日から実施します。

（有料番組サービスに関する経過措置）

この改正により追加された、「チャンネル・ルビー」「ミッドナイト・ブルー」「プレイボーイ・ルビーセット」は、平成19年8月1日からの提供とします。

（実施期日）

この改正規定は、平成19年11月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。

第1条（契約に関する経過措置）

この約款実施の際現に、ケーブルウエスト株式会社大阪セントラル社（以下「OC社」といいます。）および北摂ケーブルネット株式会社（以下「HCN」といいます。）のTVサービス約款（以下「旧約款」といいます。）の規定により締結している、ケーブルテレビサービスについては、この約款実施の日において、この約款の規定により契約が移行したものとします。

第2条（料金等の支払いに関する経過措置）

この約款実施前に、旧約款より生じた料金その他の債務に係る債権については、この約款実施の日において、当社がOC社およびHCNから譲り受けるものとし、その請求その他の取り扱いについては、この約款の規定に準じて取り扱います。

2 この約款実施の日を含む料金月（同日を起算日とする料金月を除きます。）を単位として計算される、利用料（月額で定めるものに限ります。）、手続に関する料金及び工事に関する料金については旧約款に規定する料金を適用するものとします。

第3条（損害賠償に関する経過措置）

この約款実施前に、旧約款の規定によりその事由が生じた損害賠償の取り扱いについては、この約款実施の日において、当社がOC社およびHCNから引き継ぐものとし、その取り扱いについては、なお従前の通りとします。

第4条（この約款実施前に行った手続きの効力等）

この約款実施前に、OC社およびHCNに対し旧約款の規定により行った手続きその他の行為については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

2 この約款実施の際現に、OC社およびHCNが旧約款の規定により提供しているケーブルテレビサービスについてはこの附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとします。

（実施期日）

この改正規定は、平成20年2月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成20年3月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成20年10月18日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成20年12月1日から実施します。

（契約に関する経過措置）

この改正規定実施の際現に、合併前の株式会社京都ケーブルコミュニケーションズとの間で締結している本サービスに係る契約は、この改正規定実施の日において当社が提供する本サービスに係る契約に移行したものとします。

（料金の支払いに関する経過措置）

この改正実施前に支払いまたは支払われなければならなかった合併前の株式会社京都ケーブルコミュニケーションズとの規定により生じた料金その他の責務については、この改正規定実施の日において、当社が譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、改正後の規定に準じて取り扱います。

（改正前の規定による手続き等の効力）

この改正規定実施前に、改正前の規定によりなされた合併前の株式会社京都ケーブルコミュニケーションズとのサービスに関する手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この改正規定中にこれに相当する規定があるときは、この改正規定によってなされた当社の本サービスに関する手続きその他の行為とします。

（実施期日）

この改正規定は、平成20年12月17日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成21年1月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成21年2月16日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成21年3月14日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。

（経過措置）

この約款実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄に規定する放送サービスの契約は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄に規定する放送サービスに移行したものとみなします。

デジタルベーシックサービス	J:COM TV デジタルサービス
ライトサービス	J:COM TV デジタル コンパクトサービス

（大阪セントラル局の旧約款からの移行に関する経過措置）

この約款実施の際現に、旧約款の規定により次表の左欄に規定する放送サービスの契約は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄に規定する放送サービスに移行したものとみなします。

デラックスコース	J:COM TV デジタルサービス
スタンダードプラスコースまたはスタンダードコース	J:COM TV デジタル コンパクトサービス

2 この改正規定実施の日から平成21年9月末日までの間、前項に定める移行を行なう大阪セントラル局の加入者について、本約款料金表にかかわらず、以下表の料金を適用します。

移行前のサービス	移行後のサービス	料金額
デラックスコース	J:COM TV デジタルサービス	4,800 円（税込 5,040 円）
スタンダードプラスコース	J:COM TV デジタル コンパクトサービス	4,100 円（税込 4,305 円）
スタンダードコース	J:COM TV デジタル コンパクトサービス	3,980 円（税込 4,179 円）

（実施期日）

この改正規定は、平成21年4月15日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成21年4月17日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成21年5月1日から実施します。

（経過措置）

平成21年2月16日実施の（当社の依頼による放送サービスの変更に係る経過措置）の適用を受けるJ:COM TV デジタル コンパクトサービスの加入者について、本改正規定実施の日からJ:COM TV ライトサービスへ移行したものとみなします。

（契約に関する経過措置）

この改正規定実施の際現に、合併前の北河内ケーブルネット株式会社との間で締結している本サービスに係る契約は、この改正規定実施の日において当社が提供する本サービスに係る契約に移行したものとします。

（料金の支払いに関する経過措置）

この改正実施前に支払いまたは支払われなければならなかった合併前の北河内ケーブルネット株式会社との規定により生じた料金その他の責務については、この改正規定実施の日において、当社が譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、改正後の規定に準じて取り扱います。

（改正前の規定による手続き等の効力）

この改正規定実施前に、改正前の規定によりなされた合併前の北河内ケーブルネット株式会社とのサービスに関する手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この改正規定中にこれに相当する規定があるときは、この改正規定によってなされた当社の本サービスに関する手続きその他の行為とします。

（実施期日）

この改正規定は、平成21年5月12日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成21年6月11日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成21年7月16日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成21年9月5日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成21年11月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成21年11月9日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成21年11月28日から実施します。

(実施期日)

この改定規定は、平成22年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成22年1月22日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成22年2月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成22年2月18日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成22年3月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成22年3月5日から実施します。

(放送サービスの変更に係る経過措置)

当社は、以下に定める規定に同意の上、J:COM TV ライトサービスへの変更を行ったケーブルテレビサービスに関する規約に定めるケーブルテレビサービスの加入者について、本約款料金表にかかわらず、B-CAS カードの使用機能を提供します。

2 前項の適用を受ける加入者は、追加する機器としてHTを使用することはできません。

3 当社は、以下の場合に第1項の適用を終了します。

- (1) 加入者が、J:COM TV ライトサービスを一時停止した場合
- (2) 加入者が、別住所への設置場所の変更を行う場合
- (3) 加入者が、放送サービスの変更を行う場合

4 加入者は、J:COM TV ライトサービスへの変更を行った日を含む月を1と起算して6ヶ月の間に、第3項に定める適用の終了があった場合は、解除料3,000円(税込3,150円)の支払いを要します。

(実施期日)

この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成22年5月13日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成22年6月17日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成22年7月1日から実施します。

(経過措置)

この改正規定実施の際現に、改定前の規定により次表の左欄のサービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスの提供を受けているものとみなします。

第1種定期契約【地デジ・BSパック (1年契約)】	第1種定期契約【J:COM TV My style (1年契約)】
---------------------------	-----------------------------------

(実施期日)

この改正規定は、平成22年7月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成22年11月1日から実施します。

(スター・チャンネル新規申込に関する措置)

当社は新規に下表の区分のサービスへの加入申込者から同時にスター・チャンネル1、スター・チャンネル2、スター・チャンネル3、およびスター・チャンネル オンデマンド (以下スター・チャンネルとします。) の申込みがあった場合に限り、スター・チャンネルの提供を開始した日の属する月の翌月の利用料について、本約款料金表にかかわらず、次表を適用します。但し、スター・チャンネル オンデマンドはサービス区分により利用できない場合があります。

平成 22 年 10 月 1 日以降に新規申込された方も適用します。

区分	スター・チャンネル利用料
J:COM TV デジタルサービス	利用料 476 円（税込 500 円）
J:COM TV デジタルコンパクトサービス	
地デジ・BS パック用サービス	

（実施期日）

この改正規定は、平成 22 年 12 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 23 年 2 月 24 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 23 年 3 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 23 年 5 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 23 年 6 月 1 日から実施します。

（簡易 S T B に関する経過措置）

この改正規定実施の日から平成 23 年 12 月 31 日までに、現にその一部または全部が受信障害地域内に属する共同受信施設（当社施設に限ります。）により地上系によるテレビジョン放送（放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送）の受信を現に受けている加入申込者もしくは加入者（ともに J:COM TV デジタルサービス、J:COM TV デジタル コンパクトサービスの申込に限る）から、本約款第 24 条の 2 に定める簡易 S T B の使用の申込みがあり当社が承諾した場合に、この約款の規定にかかわらず、その利用を開始した日の翌日から平成 25 年 7 月 31 日まで、その機器等使用料の支払いを要しません。

2 前項の適用は 1 の加入者につき 1 台までとし、加入者が契約する J:COM TV デジタルサービス、J:COM TV デジタル コンパクトサービスの全てが解約および一時停止された場合は、その日を含む暦月の末日をもって適用を終了します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 23 年 8 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成23年10月20日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成23年11月15日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成24年2月14日から実施します。

（経過措置）

この「大学生協 TV 学割4年キャンペーン」は平成24年2月15日から、平成24年4月15日までに、J:COM NET ウルトラ 160M コースおよび無線ホーム LAN サービス対応型の端末接続装置を「大学生協 NET 学割キャンペーン」でお申し込みの上で本約款の J:COM TV デジタルサービスに新規で申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成24年4月30日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、サービスの提供が開始された日の属する月から起算して48ヶ月間は月額利用料について、2,504円（税込2,629円）を減額するものです。

2 当社は、前項について、以下の条件のいずれかを満たす契約者に限り適用します。

- (1) 当社に登録された大学生協、購買部と契約を行っている代理店から斡旋を受けるもの、もしくは斡旋を証明する書面を提出するもの
- (2) 当社に登録された大学の生徒であり、それを証明する書面を提出するもの

3 当社は、前項の規定にかかわらず、契約者が以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用しません。

- (1) 本約款に定める有線テレビジョン放送サービスについて、本規定の申込み時点でその提供を受けているもの
- (2) 当社に登録されていない大学生協、購買部と契約を行っている代理店からの斡旋を受けるもの
- (3) 当社に登録されていない大学の生徒
- (4) 集合住宅契約の締結を行っていない世帯

（実施期日）

この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

（経過措置）

この改正規定実施の日から平成24年6月30日までに、当社は第3種定期契約または第4種定期契約に申込があり、当社が承諾し、かつ平成24年7月15日までに当社が本改正規定の適用が開始されていることの確認が取れた場合に、この約款の規定にかかわらず、サービス提供が開始された日の属する月より以下の条件のうち加入申込者が希望するいずれか一つの減額を適用します。

(1) サービス提供が開始された日の属する月を1と起算して3ヶ月間に利用した、当社が別に定めるJ:COM オンデマンド サービス利用規約に規定するプレミアム・オンデマンドサービスのご利用料金の合算額から5,000円（税込5,250円）を減額します。

また、この減額を適用するために工事が発生する場合には、工事費の支払いは要しません。

(2) サービス提供が開始された日の属する月を1と起算して7ヶ月間、録画機能付きSTB（タイプIに限る）1台分の利用料金800円（税込840円）の支払いを要しません。

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす申込者に限り適用します。

(1) 別に定めるKDDI株式会社の契約事務を行うサービス取扱所（当社が指定するサービス取扱所に限ります）から当社所定の方法による紹介があること。

(2) 第1項に規定する減額の適用の前に、第3種定期契約または第4種定期契約の適用を受けていないこと。

3 当社は第1項に規定する申込の適用の期間中に、以下の場合には本規定の適用を終了します。

(1) 加入者が、該当のサービスの休止または解約をした場合。

(2) 第1項(2)に定める減額適用中の加入者が、録画機能付きSTB（タイプIに限る）以外の契約に変更する場合。この場合、本約款に定める工事費の支払いを要します。

（実施期日）

この改正規定は、平成24年5月21日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。

（経過措置）

この「お得プランミニ スタート割引キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成24年9月30日までに、当社が定める本約款の第9種定期契約もしくは第10種定期契約、電話サービス契約約款またはプライマリ電話サービス加入契約約款、J:COM PHONE プラスサービス契約約款に規定する第10種定期契約に申し込まれ、平成24年10月15日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を1と起算して12ヶ月間は月額利用料から952円（税込1,000円）を減額します。

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

（1）大阪セントラル局、北河内局、京都みやびじょん局を除く局への加入申込みであること

（2）申込みの時点で、当社サービスのいずれも利用されていないこと

（3）平成24年10月15日までに本サービスの適用が開始されていること

3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（実施期日）

この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。

（経過措置）

この「お得プランミニ スタート割引キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成24年9月30日までに、当社が定める本約款の第7種定期契約もしくは第8種定期契約、プライマリ電話サービス加入契約約款またはJ:COM PHONE プラスサービス契約約款に規定する第10種定期契約に申し込まれ、平成24年10月15日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を1と起算して12ヶ月間は月額利用料から952円（税込1,000円）を減額します。

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

（1）大阪セントラル局、北河内局、京都みやびじょん局への加入申込みであること

（2）申込みの時点で、当社サービスのいずれも利用されていないこと

（3）平成24年10月15日までに本サービスの適用が開始されていること

3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（実施期日）

この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。

（経過措置）

この「機器限定 J:COM TV 追加キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成24年9月30日までに、当社が定める J:COM TV デジタルサービスもしくは J:COM TV デジタル コンパクトサービスの加入者が、2台目以降を申し込まれ、平成24年10月15日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、提供が開始された日の属する暦月を1と起算して24ヶ月間は2台目以降の機器使用料を933円（税込980円）/STB1台とします。但し、本キャンペーンで適用する2台目以降のSTBは当社が定める機種に限ります。

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

（1）京都みやびじょん局以外への加入申込みであること

（2）申込みの時点で、J:COM TV デジタルサービスもしくは J:COM TV デジタル コンパクトサービスのいずれかに加入している、もしくは新規加入と同時に2台目以降の申込みがあること

（3）2台目以降で加入するサービスは、1台目のサービス（J:COM TV デジタルサービスもしくは J:COM TV デジタル コンパクトサービスのいずれか）と同じであること

（4）平成24年10月15日までに本サービスの適用が開始されていること

3 当社は加入者が、1台目および2台目以降のサービスを J:COM TV デジタルサービスもしくは J:COM TV デジタル コンパクトサービス以外への変更を行う場合には本キャンペーンの適用を終了します。また、1台目および2台目以降のサービスが J:COM TV デジタルサービスの場合に、J:COM TV デジタル コンパクトサービスに変更する場合も、本キャンペーンの適用を終了します。

4 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

5 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（実施期日）

この改正規定は、平成24年8月17日から実施します。

（経過措置）

この「【期間限定】 J:COM TV デジタル2台目 HDR 利用料金割引キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成24年10月31日までに、当社が定める J:COM TV デジタルサービスの加入者が、2台目以降を申し込まれ、平成24年11月30日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、提供が開始された日の属する暦月を1と起算して36ヶ月間は2台目以降の機器使用料および録画機能付きSTBの利用料（タイプIに限る）を933円（税込980円）/STB1台とします。但し、本キャンペーンで適用する2台目以降のSTBは当社が定める機種に限ります。

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

（1）申込みの時点で、既に1台の J:COM TV デジタルサービスに加入していること

（2）既に加入している1台目のSTBは録画機能付きSTB（タイプは問わない）を利用していること

(3) 本キャンペーンの適用と同時に申し込む2台目以降は、J:COM TV デジタルサービスであること

(4) 平成24年8月1日以降に2台目以降のJ:COM TV デジタルサービス(録画機能付きSTB(タイプは問わない))を解約していないこと

(5) 平成24年11月30日までに本キャンペーンの適用が開始されていること

3 当社は加入者が、1台目および2台目以降のサービスをJ:COM TV デジタルサービス以外への変更を行う場合には本キャンペーンの適用を終了します。

4 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

5 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成24年9月21日から実施します。

(経過措置)

この「新築一戸建て新入居 2年間 追加地デジ/BS デジコース無料キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は、本改正規定実施の日から平成24年12月31日までに、当社にJ:COM TV デジタルサービスに新規で申込みをされ、平成25年3月31日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月を1と起算して24ヶ月間の第24条の2(追加の機器等の使用)に規定する機器等使用料を2台目まで無料とします。但し、本キャンペーンで適用するSTBは当社が定める機種に限りです。

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

(1) この改正規定の実施の日から提供開始期限までに、一度も住居として利用されたことの無い一戸建て住宅に限る

(2) 加入者はJ:COM TV デジタルサービスを1台以上申込みしていること

(3) 平成25年3月31日までに本サービスの適用が開始されていること

3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成24年9月21日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。

（経過措置）

この「スタート割キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成24年12月31日までに、当社が定める本約款の第9種定期契約もしくは第10種定期契約、電話サービス契約約款またはプライマリ電話サービス加入契約約款、J:COM PHONE プラスサービス契約約款に規定する第10種定期契約（ただし、大阪セントラル局および北河内局、京都みやびじょん局の場合は、本約款の第7種定期契約もしくは第8種定期契約、プライマリ電話サービス加入契約約款またはJ:COM PHONE プラスサービス契約約款に規定する第10種定期契約）に申し込まれ、平成25年1月15日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を1と起算して12ヶ月間は月額利用料から952円（税込1,000円）を減額します。

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

- (1) 申込みの時点で、当社サービスのいずれも利用されていないこと
- (2) 平成25年1月15日までに本サービスの適用が開始されていること

3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（実施期日） この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。

（経過措置）

この「ブルーレイ HDR・HDR 利用料割引キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成24年12月31日までに、本キャンペーンの申込みがあり、平成25年1月15日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、提供が開始された日の属する暦月を1と起算して、下表に定める期間の月額利用料を無料とします。

対象サービス	適用期間
第1種定期契約に定める録画機能付きSTBタイプⅢ	2ヶ月
第2種定期契約に定める録画機能付きSTBタイプⅢ	
第11種定期契約に定める録画機能付きSTBタイプⅢ（ただし、ただし、大阪セントラル局および北河内局、京都みやびじょん局の場合は、第9種定期契約）	
第12種定期契約に定める録画機能付きSTBタイプⅢ（ただし、ただし、大阪セントラル局および北河内局、京都みやびじょん局の場合は、第10種定期契約）	
第5種定期契約	
第6種定期契約	
録画機能付きSTBの利用料タイプⅠ	3ヶ月
第1種定期契約に定める録画機能付きSTBタイプⅠ	

第2種定期契約に定める録画機能付き STB タイプ I	
第11種定期契約に定める録画機能付き STB タイプ I（ただし、ただし、大阪セントラル局および北河内局、京都みやびじょん局の場合は、第9種定期契約）	
第12種定期契約に定める録画機能付き STB タイプ I（ただし、ただし、大阪セントラル局および北河内局、京都みやびじょん局の場合は、第10種定期契約）	

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

(1) 第1項に定める各サービスを既に契約中もしくはキャンペーン期間前に申込みをされていないこと

(2) 平成25年1月15日までに本サービスの適用が開始されていること

3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（実施期日）

この改正規定は、平成24年11月1日から実施します。

（経過措置）

この「デラックスアダルトキャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成24年12月31日までに、当社に有料番組利用料として定める「デラックスアダルトセット」の視聴を申し込まれ、平成25年1月15日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する月の月額利用料を無料とします。

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

(1) 本キャンペーンは、対象の有料番組が視聴可能なサービスを契約中もしくは本キャンペーン申込みと同時にこれらのサービスに加入申込みをされていること

(2) 平成25年1月15日までに本サービスの適用が開始されていること

(3) 本キャンペーンの適用するときに、対象の有料番組を契約中もしくは加入申込みをされていない加入者であること

(4) 本キャンペーンの申込みの前月および当月に対象の有料番組の解約を行っていないこと

3 本キャンペーンには、1ヶ月間の最低利用期間があります。加入者は、サービス提供を開始した日の属する暦月を1と起算して2ヶ月の加入契約期間内に解約もしくは加入契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに、解除料（1ヶ月の月額利用料）を支払っていただきます。

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（実施期日）

この改正規定は、平成24年12月1日から実施します。

（経過措置）

この「J:COM 学割キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は本改正規定実施の日から、平成24年12月31日までに、インターネット接続サービス契約約款に定めるJ:COM NET ウルトラ 160M コースおよびJ:COM ホーム Wi-Fi サービス対応型の端末接続装置をお申し込みの上で本約款のJ:COM TV デジタルサービスに申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成25年2月1日から平成25年5月31日までに対象サービスの提供を開始した場合、本約款の規定にかかわらず、サービスの提供が開始された日の属する月から平成29年3月31日までは月額利用料を2,476円（税込2,600円）とします。

2 当社は、前項について、以下の条件の全てを満たす者に限り適用します。

（1）平成25年度に入学する大学生、専門学校生本人であることを証明する書面を提示する者

（2）当社が定める集合住宅（2以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅）に入居する者

（3）学生本人の名義で契約ができること、未成年者の申込みには法定代理人の同意が得られること

3 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用いたしません。

（1）本キャンペーンの申込みの時点で、当社が定めるインターネット接続サービスの提供を受けているもの

（2）設置先住所の集合住宅が当社が別に定めるJ:COM IN MY ROOM 対応物件である場合。本キャンペーンの適用中に設置先住所がJ:COM IN MY ROOM 対応物件になる場合はJ:COM IN MY ROOM 対応物件になったときに本キャンペーンの適用を終了します。

（3）本キャンペーン適用中に転居をした場合

（4）本キャンペーン適用中に一時中断をした場合

4 当社は、本キャンペーンの適用開始月から24ヶ月未満で本キャンペーンの適用条件となるサービスの一部もしくは全部を解約した場合に本キャンペーンの契約解除料6,000円（税込6,300円）を請求します。

5 当社は、下記の場合に限り契約解除料を請求しません。

（1）契約満了月に本キャンペーンのサービスの解除を行なう場合

（2）設置先住所の集合住宅が当社が別に定めるJ:COM IN MY ROOM のインターネット対応物件となる場合

（3）本キャンペーンの解除の際に、当社のJ:COM NET ウルトラ 160M コースおよびJ:COM ホーム Wi-Fi サービス対応型の端末接続装置の利用は継続される場合、ただし、本キャンペーンの適用開始月から6ヶ月未満で解約したときにはこの限りではありません。

6 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（実施期日）

この改正規定は、平成24年12月16日から実施します。

（経過措置）

この「ブルーレイHDR×WOWOWキャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は本改正規定実施の日から、平成25年3月31日までに、本約款のデジタルWOWOWパッケージに申込みがあり、当社が承諾した場合で、かつ録画機能付きSTB（タイプⅢ）を平成25年3月31日までに利用開始している場合、本約款の規定にかかわらず、サービスの提供が開始された日の属する月の翌月を1と起算して、11ヶ月間は月額利用料から500円（税込525円）を減額します。

2 当社は、前項について、以下の条件の全てを満たす者に限り適用します。

- (1) 申込みの時点で、デジタルWOWOWパッケージの利用をされていないこと
- (2) デジタルWOWOWパッケージ視聴開始の時点で、下記の定期契約に含まれる録画機能付きSTB（タイプⅢ）の視聴を開始済み、もしくは申込み済みであること

宝塚川西局、かわち局、南大阪局、和歌山局、りんくう局、堺局、和泉・泉大津局、大阪局、北摂局	大阪セントラル局、京都みやびじょん局、北河内局
第1種定期契約	第1種定期契約
第2種定期契約	第2種定期契約
第3種定期契約	第3種定期契約
第4種定期契約	第4種定期契約
第5種定期契約	第5種定期契約
第6種定期契約	第6種定期契約
第11種定期契約	第9種定期契約
第12種定期契約	第10種定期契約
特別定期契約	特別定期契約

- (3) 平成25年3月31日までに本キャンペーンの対象サービスが開始されていること

- 3 本キャンペーンの減額期間中に録画機能付きSTB（タイプⅢ）もしくはデジタルWOWOWパッケージのいずれか一方、または両方を解約された場合には本キャンペーンの適用を終了します。
- 4 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後は、前項までに定める規定以外は全て本約款に準じます。
- 5 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（実施期日）

この約款は、平成25年1月1日から実施します。

（契約に関する経過措置）

この改正規定実施の際現に、合併前の株式会社ケーブルネット神戸芦屋、吹田ケーブルテレビジョン株式会社、高槻ケーブルネットワーク株式会社、東大阪ケーブルテレビ株式会社および豊中・池田ケーブルネット株式会社との間で締結している放送サービスに係る契約は、この改正規定実施の日において当社が提供する放送サービスに係る契約に移行したものとします。

（料金の支払いに関する経過措置）

この改正実施前に支払いまたは支払われなければならなかった合併前の会社の約款規定により生じた料金その他の責務については、この改正規定実施の日において、当社が譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、改正後の規定に準じて取り扱います。

（改正前の規定による手続き等の効力）

この改正規定実施前に、改正前の規定によりなされた合併前の会社のサービスに関する手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この改正規定中にこれに相当する規定があるときは、この改正規定によってなされた当社の放送サービスに関する手続きその他の行為とします。

（実施期日）

この改正規定は、平成25年1月1日から実施します。

（経過措置）

この「衛星劇場利用料金割引キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成25年1月31日までに、当社に有料番組利用料として定める「衛星劇場HD」の視聴を申し込まれ、平成25年2月15日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月を1と起算して、1ヶ月の月額利用料を無料とします。

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

(1) 本キャンペーンの適用より前に、対象サービスを利用されていないこと

(2) 平成25年2月15日までに本サービスの適用が開始されていること

3 本キャンペーンには、1ヶ月間の最低利用期間があります。加入者は、サービス提供を開始した日の属する暦月を1と起算して2ヶ月の加入契約期間内に解約もしくは加入契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに、解除料（1ヶ月の月額利用料）を支払っていただきます。

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（実施期日）

この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成25年2月19日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成25年3月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。

（経過措置）

この「スタート割キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成25年5月6日までに、当社が定める本約款の第9種定期契約もしくは第10種定期契約（大阪セントラル局、北河内局、京都みやびじょん局、吹田局、高槻局、東大阪局、豊中・池田局の場合は第7種定期契約もしくは第8種定期契約）、電話サービス契約約款またはプライマリ電話サービス加入契約約款、J:COM PHONE プラスサービス契約約款に規定する第10種定期契約に申し込まれ、平成25年5月31日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を1と起算して6ヶ月間は月額利用料から952円（税込1,000円）を減額します。

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

- (1) 申込みの時点で、当社サービスのいずれも利用されていないこと
- (2) 平成25年5月31日までに本サービスの適用が開始されていること

3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（実施期日）

この改正規定は、平成25年4月11日から実施します。

（経過措置）

この「スタート割キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成25年5月6日までに、当社が定める本約款の第11種定期契約のコースIまたは第12種定期契約のコースI（大阪セントラル局、京都みやびじょん局、北河内局、吹田局、高槻局、東大阪局、豊中・池田局においては第9種定期契約のコースIまたは第10種定期契約のコースI）に申し込まれ、平成25年5月31日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を1と起算して6ヶ月間は月額利用料から476円（税込500円）を減額します。

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

- (1) 申込みの時点で、当社サービスのいずれも利用されていないこと
- (2) 平成25年5月31日までに本サービスの適用が開始されていること

3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（実施期日）

この改正規定は、平成25年4月18日から実施します。

（経過措置）

この「家族スタート割キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成25年7月31日までに、当社が定める本約款の放送サービスに申し込まれ、平成25年8月15日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を1と起算して12ヶ月間は月額利用料から476円（税込500円）を減額します。

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

- (1) 申込みの時点で、当社サービスのいずれも利用されていないこと
- (2) 本キャンペーン申込の時点で、一親等以内の親族が特定事業者に加入していること
- (3) 平成25年8月15日までに本サービスの適用が開始されていること

3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（実施期日）

この改正規定は、平成25年6月1日から実施します。

（経過措置1）

この「ブルーレイHDR キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、平成25年1月1日から平成25年1月31日までに、本キャンペーンの申込みがあり、平成25年2月15日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、提供が開始された日の属する暦月を1と起算して、3ヶ月間の録画機能付きSTB（タイプⅢに限る）の月額利用料を無料とします。

対象局	対象サービス
宝塚・川西局、北摂局、かわち局、大阪局、堺局、和泉・泉大津局、南大阪局、りんくう局、和歌山局、神戸芦屋局（六甲アイランドを含む）、神戸三木局	第1種定期契約 第2種定期契約 第3種定期契約 第4種定期契約 第5種定期契約 第6種定期契約 第11種定期契約 第12種定期契約
大阪セントラル局、京都みやびじょん局、北河内局、吹田局、高槻局、東大阪局、豊中・池田局	第1種定期契約 第2種定期契約 第3種定期契約

	第4種定期契約 第5種定期契約 第6種定期契約 第9種定期契約 第10種定期契約
--	------------------------------------------------------

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

(1) 第1項に定める各サービスを既に契約中もしくはキャンペーン期間前に申込みをされていないこと

(2) 平成25年2月15日までに本サービスの適用が開始されていること

3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。
 （経過措置2）

この「J:COM TV 最大2ヶ月無料キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成25年7月31日までに、本キャンペーンの申込みがあり、平成25年8月15日までに下表に掲げる対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、提供が開始された日の属する暦月を1と起算して、それぞれの定期契約で定める2ヶ月間の月額基本利用料を無料とします。

対象局	対象サービス	その他の条件
宝塚・川西局、北摂局、かわち局、大阪局、堺局、和泉・泉大津局、りんくう局、和歌山局、神戸芦屋局、神戸三木局、六甲アイランド	第3種定期契約	インターネット接続サービス契約約款に定める J:COM NET 40M コースまたは J:COM NET ウルトラ 160M コース
	第4種定期契約	
	インターネット接続サービス契約約款に定める第6種定期契約	インターネット接続サービス契約約款に定める J:COM NET 40M コースまたは J:COM NET ウルトラ 160M コース
	第9種定期契約	—
	第10種定期契約	—
	電話サービス契約約款に定める第10種定期契約またはプライマリ電話サービス加入契約約款に定める第10種定期契約、J:COM PHONE プラスサービス契約約款に定	—

	める第 10 種定期契約	
	第 11 種定期契約	インターネット接続サービス契約約款に定める J:COM NET 12M コース、J:COM NET 40M コースまたは J:COM NET ウルトラ 160M コース
	第 12 種定期契約	
大阪セントラル局、京都みやびじょん局、北河内局、吹田局、高槻局、東大阪局、豊中・池田局	第 3 種定期契約	インターネット接続サービス契約約款に定める J:COM NET 40M コースまたは J:COM NET ウルトラ 160M コース
	第 4 種定期契約	
	インターネット接続サービス契約約款に定める第 6 種定期契約	インターネット接続サービス契約約款に定める J:COM NET 40M コースまたは J:COM NET ウルトラ 160M コース
	第 7 種定期契約	—
	第 8 種定期契約	—
	プライマリ電話サービス加入 契約約款に定める第 10 種定期契約または J:COM PHONE プラスサービス契約約款に定める第 10 種定期契約	—
	第 9 種定期契約	インターネット接続サービス契約約款に定める J:COM NET 12M コース、J:COM NET 40M コースまたは J:COM NET ウルトラ 160M コース

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

(1) 当社の提供するサービスに新規に加入、または当社の提供する放送サービスに新規に加入する場合

(2) 平成 25 年 8 月 15 日までに本キャンペーンにかかわるサービスの提供が開始されていること

3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（実施期日）

この改正規定は、平成 25 年 6 月 27 日から実施します。ただし、有料番組「ピンクチェリー」は、平成 25 年 7 月 1 日から「チェリーボム」と名称を変更します。また、有料番組「パチンコ★パチスロTV！」は、平成 25 年 7 月 1 日から提供を開始します。

（実施期日）

この改正規定は、平成25年9月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成25年9月25日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成25年10月31日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成25年12月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成26年1月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成26年1月9日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成26年1月23日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成26年3月1日から実施します。

（経過措置1）

この「J:COM 学割キャンペーン TV+NET コース」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は本改正規定実施の日から、平成26年4月30日までに、インターネット接続サービス契約約款に定めるJ:COM NET ウルトラ 160M コースおよびJ:COM ホーム Wi-Fi サービス対応型の端末接続装置をお申し込みの上で、本約款のJ:COM TV デジタルサービス契約者（高機能型 STB タイプIVの提供を受ける契約者に限り）から申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成26年2月1日から平成26年5月31日までに対象サービスの提供を開始した場合、本約款の規定にかかわらず、サービス提供が開始された日の属する月を1と起算して48ヶ月間は、月額利用料を2,476円（税込2,600円）とします。

2 当社は、前項について、以下の条件の全てを満たす者に限り適用します。

(1) 新規申し込み時点で、大学生、専門学校生本人であることを証明する書面を提示する者

(2) 当社が定める集合住宅（2以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅）に入居する者

(3) 学生本人の名義で契約ができること、未成年者の申込みには法定代理人の同意が得られること

3 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用いたしません。

(1) 本キャンペーンの申込みの時点で、当社が定めるインターネット接続サービスの提供を受けている者

(2) 本キャンペーン適用中に転居をした場合

(3) 本キャンペーン適用中に一時中断をした場合

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

5 当社は、Smart J:COM BOX サービス利用規約に定めるサービスを、規約に定める料金額にて提供します。

（経過措置 2）

この「J:COM 学割キャンペーン WiMAX+TV コース」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は本改正規定実施の日から、平成26年4月30日までに、WiMAX サービス利用規約に定めるWiMAX年間サポートをお申し込みの上で、本約款のJ:COM TV デジタルサービス契約者（高機能型 STB タイプⅣの提供を受ける契約者に限ります。）から申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成26年2月1日から平成26年5月31日までに対象サービスの提供を開始した場合、本約款の規定にかかわらず、サービス提供が開始された日の属する月を1と起算して48ヶ月間は、J:COM TV デジタルサービスの月額利用料を2,476円（税込2,600円）にて、また高機能型 STB タイプⅣの月額利用料を無料にて提供します。

2 当社は、前項について、以下の条件の全てを満たす者に限り適用します。

(1) 新規申し込み時点で、大学生、専門学校生本人であることを証明する書面を提示する者

(2) 当社が定める集合住宅（2以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅）に入居する者

(3) 学生本人の名義で契約ができること、未成年者の申込みには法定代理人の同意が得られること

3 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用いたしません。

(1) 本キャンペーンの申込みの時点で、WiMAX サービス利用規約に定めるWiMAX年間サポートまたは当社が定める放送サービスの提供を受けている者

(2) 本キャンペーン適用中に転居をした場合

(3) 本キャンペーン適用中に一時中断をした場合

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

5 当社は、Smart J:COM BOX サービス利用規約に定めるサービスを、規約に定める料金額にて提供します。

（実施期日）

この改正規定は、平成26年3月27日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

（経過措置）

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本約款に定めるとおりとします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のおりとしします。

（実施期日）

この改正規定は、平成26年4月16日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成26年5月28日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。

（経過措置1）

この「J:COM TV 2ヶ月無料キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成26年7月31日までに、下記に定めるいずれかのサービスに申し込まれ、平成26年8月31日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を1と起算して、本約款に定める定期契約の月額基本利用料または In My Room サービスで定める TV 月額基本利用料を2ヶ月間無料とします。また、加入月は日割りとなる月額基本料を無料とします。また、Smart TV Box サービス利用規約に定める月額利用料については別途必要となります。

（1）本キャンペーン適用サービス

提供局	サービス名	定期種別
宝塚・川西局、北摂局、かわち局、大阪局、堺局、和泉・泉大津局、りんくう局、和歌山局、神戸芦屋局	お得プラン	第3種定期契約
		第4種定期契約
	J:COM TVMy style NEXT（コースIを除きます）	第11種定期契約
		第12種定期契約
	スマートお得プランEX	第14種定期契約
		第15種定期契約
	スマートセレクトEX	第17種定期契約
		第18種定期契約
	スマートお得プラン	第19種定期契約
		第20種定期契約

	スマートセレクト	第 21 種定期契約
		第 22 種定期契約
大阪セントラル局、北河内局、京都局、吹田局、高槻局、東大阪局、豊中・池田局、南大阪局	お得プラン	第 3 種定期契約
		第 4 種定期契約
	J:COM TVMy style NEXT（コース I を除きます）	第 9 種定期契約
		第 10 種定期契約
	スマートお得プラン EX	第 12 種定期契約
		第 13 種定期契約
	スマートセレクト EX	第 15 種定期契約
		第 16 種定期契約
	スマートお得プラン	第 17 種定期契約
		第 18 種定期契約
スマートセレクト	第 19 種定期契約	
	第 20 種定期契約	
神戸三木局（六甲アイランドを含む）	お得プラン	第 3 種定期契約
		第 4 種定期契約
	J:COM TVMy style NEXT（コース I を除きます）	第 11 種定期契約
		第 12 種定期契約
	スマートお得プラン EX	第 13 種定期契約
		第 14 種定期契約
	スマートセレクト EX	第 16 種定期契約
		第 17 種定期契約
	スマートお得プラン	第 18 種定期契約
		第 19 種定期契約
スマートセレクト	第 20 種定期契約	
	第 21 種定期契約	
全局	当社が別に定めるインターネット接続サービスの第 6 種定期契約（In My Room お得プラン）	

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

(1) 当社ホームページ等による本キャンペーンを確認した旨の申告があること

(2) 本キャンペーンに定める対象の放送サービスについて、本規定の申し込みの時点でその提供を受けていないこと

(3) 平成 26 年 8 月 31 日までに本キャンペーンにかかわるサービスの提供が開始されていること

3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。

(1) 前項に定める条件を満たさないことが判明した場合

(2) 第 1 項に定める定期契約が解除となった場合

4 本規定に定めのない事項は全て本約款に準じて取り扱います。

5 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。
（経過措置 2）

この「スタート割キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成26年7月31日までに、当社が定める本約款の第9種定期契約または第10種定期契約（大阪セントラル局、北河内局、京都局、吹田局、高槻局、東大阪局、豊中・池田局、南大阪局においては第7種定期契約または第8種定期契約（お得プランミニ））に申し込まれ、平成26年8月31日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を1と起算して下記に定める期間、月額利用料から1,905円（税込2,057円）を減額します。ただし、加入月は日割りにて割引を行いません。

定期契約名	適用期間
お得プランミニ	6ヶ月

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

- (1) 当社ホームページ等による本キャンペーンを確認した旨の申告があること
- (2) 本キャンペーン申し込みの時点で当社が提供するサービス（本約款に定めるサービスおよび当社が定める別の約款・規約に定める全てのサービス）を利用されていないこと
- (3) 平成26年8月31日までに本キャンペーンにかかわるサービスの適用が開始されていること

3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。

- (1) 前項に定める条件を満たさないことが判明した場合
- (2) 第1項に定める定期契約が解除となった場合

4 本規定に定めのない事項は全て本約款に準じます。

5 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（実施期日）

この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成26年8月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成26年9月1日から実施します。ただし、平成26年9月3日までの間、当社は新規加入手数料（2,000円（税込2,160円））を引き続き適用します。契約事務手数料の適用開始は、平成26年9月4日からとします。

（実施期日）

この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成26年11月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成27年2月9日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成27年3月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成27年4月16日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成27年5月7日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成27年6月11日から準備ができ次第、実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成27年6月24日から実施します。

（経過措置）

この改正規定の実施の前に、J:COM TV スタンダードプラスサービスまたはJ:COM TV スタンダードサービス、J:COM TV コンパクトサービス、エコノミーサービスに申込みをされた京都みやびじょん局および高槻局、東大阪局の契約者は、平成27年9月号（平成27年8月末発送予定）の番組表の発送をもって無料サービスを終了します。

2 この改正規定の実施の前に、J:COM TV スタンダードプラスサービスまたはJ:COM TV スタンダードサービスに申込みをされ、6ヶ月を経過していない京都みやびじょん局および高槻局、東大阪局の契約者

は、料金表 I に定める番組表の無料は、設置月から 6 ヶ月以内であっても適用を行わず、第 1 項に準じ、平成 27 年 9 月号（平成 27 年 8 月末発送予定）の番組表の発送をもって無料サービスを終了します。

3 この改正規定実施の日から、本約款に定めのない番組表を無料とする経過措置は終了します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 27 年 7 月 22 日から実施します。

（経過措置）

この改正規定の実施の前に、J:COM TV スタンダードプラスサービスまたは J:COM TV スタンダードサービス、J:COM TV コンパクトサービス、エコノミーサービスに申込みをされた北河内局および吹田局、豊中・池田局の契約者は、平成 27 年 10 月号（平成 27 年 9 月末発送予定）の番組表の発送をもって無料サービスを終了します。

2 この改正規定の実施の前に、J:COM TV スタンダードプラスサービスまたは J:COM TV スタンダードサービスに申込みをされ、6 ヶ月を経過していない北河内局および吹田局、豊中・池田局の契約者は、料金表 I に定める番組表の無料は、設置月から 6 ヶ月以内であっても適用を行わず、第 1 項に準じ、平成 27 年 10 月号（平成 27 年 9 月末発送予定）の番組表の発送をもって無料サービスを終了します。

3 この改正規定実施の日から、本約款に定めのない番組表を無料とする経過措置は終了します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 27 年 8 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 27 年 8 月 20 日から実施します。

（経過措置）

この改正規定の実施の前に、J:COM TV スタンダードプラスサービスまたは J:COM TV スタンダードサービス、J:COM TV コンパクトサービス、エコノミーサービスに申込みをされた大阪セントラル局および京都みやびじょん局、東大阪局の契約者は、平成 27 年 11 月号（平成 27 年 10 月末発送予定）の番組表の発送をもって無料サービスを終了します。

2 この改正規定の実施の前に、J:COM TV スタンダードプラスサービスまたは J:COM TV スタンダードサービスに申込みをされ、6 ヶ月を経過していない大阪セントラル局および京都みやびじょん局、東大阪局の契約者は、料金表 I に定める番組表の無料は、設置月から 6 ヶ月以内であっても適用を行わず、第 1 項に準じ、平成 27 年 11 月号（平成 27 年 10 月末発送予定）の番組表の発送をもって無料サービスを終了します。

3 この改正規定実施の日から、本約款に定めのない番組表を無料とする経過措置は終了します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年9月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年11月1日より実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年1月6日より実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年4月1日より実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日より実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年8月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年8月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年9月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年9月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年9月22日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年10月27日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年12月15日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成29年2月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成29年2月2日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成29年3月21日から実施します。

（経過措置）

本改正規定実施の日から、高機能型 STB（タイプVIに限ります）において、「4K・8K 試験放送」（以下、「試験放送」といいます。）を開始いたします。

2 前項に定める試験放送は、事前の予告無く、提供を停止もしくは中止することがあります。

3 前項までに定める試験放送は、番組タイトル・テレビ画面・番組表などの「8K」「HDR」表記に関わらず、すべて4K画質での放送となります。

（実施期日）

この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。

（経過措置）

当社は、この改正規定実施の日から平成31年2月28日までの間に、新たに J:COM TV スタンダードサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者から、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、平成31年3月31日まで以下の条件を適用します。

(1) J:COM TV スタンダード基本番組使用料を4,095円（税込4,422円）とします。

(2) 第7条（最低利用期間）を適用しません。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

（実施期日）

この改正規定は、平成29年8月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成30年3月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成30年6月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成30年7月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成30年8月1日から実施します。

本改正により本附則実施期日平成29年3月21日より実施した経過措置「試験放送」について平成30年7月23日をもって提供を停止したことをお伝えします。

（実施期日）

この改正規定は、平成30年11月22日から実施します。

なお、料金表Ⅰ 料金表Ⅰ 利用料・工事費等および料金表Ⅲ ハートフルプラン・同所注の従前の項目タイプⅥは本改訂に係わらず平成30年12月1日よりタイプⅤになることとし、それまでの間は従前の利用料等を適用いたします。

（実施期日）

この改正規定は、平成31年1月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成31年1月31日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成31年2月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成31年2月21日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成31年3月1日から実施します。

なお、料金表Ⅱの第7条および第13条の変更については、同実施日以降の提供に適用し、変更前に既に提供を受けている場合は従前の条件で提供いたします。

（実施期日）

この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。

（経過措置）

当社は、この改正規定実施の日から平成33年2月28日までの間に、新たにJ:COM TVスタンダードサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、平成33年3月31日まで以下の条件を適用します。

(1) J:COM TV スタンダード基本番組使用料を4,095円（税別）とします。

(2) 第7条（最低利用期間）を適用しません。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

（実施期日）

この改正規定は、2019年6月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2019年7月1日から実施します。

ただし、2019年6月30日までに料金表Ⅱに定める定期契約を申込みの場合は、申込み時の約款に基づくものとします。

（実施期日）

この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

（経過措置）

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本約款に定めるとおりとします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

この改正規定は、2019年11月28日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年5月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年9月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年11月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年12月2日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年2月4日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年2月17日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年3月12日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年3月23日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年4月1日から実施します。

(経過措置)

当社は、この改正規定実施の日から2023年2月28日までの間に、新たにJ:COM TV スタンダードサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、2011年3月11日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、2023年3月31日まで以下の条件を適用します。

(1) J:COM TV スタンダード基本番組使用料を4,095円(税込4,504円)とします。

(2) 第5条(最低利用期間)を適用しません。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

（実施期日）

この改正規定は、2021年6月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2021年7月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2021年10月13日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2021年11月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2021年12月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2022年1月15日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2022年4月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2022年7月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2022年9月28日から実施します。

ただし、「別表 定期契約（2022年6月30日までにご契約のお客さま）」のブルーレイ HDR 長期契約タイプの改定後の解除料金の適用開始日は2022年10月1日とします。

（実施期日）

この改正規定は、2023年1月25日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2023年3月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2023年4月1日から実施します。

（経過措置）

当社は、この改正規定実施の日から2025年2月28日までの間に、新たにJ:COM TV スタンダードサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、2011年3月11日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、2025年3月31日まで以下の条件を適用します。

(1) J:COM TV スタンダード基本番組使用料を4,095円（税込4,504円）とします。

(2) 第5条（最低利用期間）を適用しません。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

（実施期日）

この改正規定は、2023年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年12月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024年2月1日から実施します。

この改正規定の実施につき、本約款の料金表に定めるアニメシアターX (AT-X) の月額利用料を以下の通り改定します。

アニメシアターX (AT-X) 月額利用料	
改定前	改定後
1,800円 (税込1,980円)	1,982円 (税込2,180円)

(実施期日)

この改正規定は、2024年2月28日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024年4月1日から実施します。

この改正規定の実施につき、本約款の料金表に定める「フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム」の月額利用料を以下の通り改定します。

フジテレビ NEXT ライブ・プレミアムのみにご加入のお客さま	
(改定前) 2024年3月ご請求分まで	(改定後) 2024年4月ご請求分より
1,000円 (税込1,100円)	1,600円 (税込1,760円)
1,200円 (税込1,320円)	1,800円 (税込1,980円)

※ご加入のコースによって改定料金は異なります。

フジテレビ ONE・TWO・NEXT 3チャンネルセットにご加入のお客さま	
(改定前) 2024年3月ご請求分まで	(改定後) 2024年4月ご請求分より
1,350円 (税込1,485円)	2,100円 (税込2,310円)

(実施期日)

この改正規定は、2024年5月15日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2024年6月1日から実施します。

この改正規定の実施につき、本約款の料金表に定めるオプションチャンネル「スターチャンネル1」、「スターチャンネル2」、「スターチャンネル3」の3チャンネルセットを、以下の通りチャンネルを再編し、月額利用料を改定します。

（改定前）2024年5月ご請求分まで	（改定後）2024年6月ご請求分より
スター・チャンネル1 スター・チャンネル2 スター・チャンネル3	スター・チャンネル
2,300円（税込2,530円）	1,800円（税込1,980円）

（実施期日）

この改正規定は、2024年7月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2024年10月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2024年12月1日から実施します。

（改定料金プランへの移行に関する特約について）

当社は、この改定規定により、「J:COM TV サービス 改定料金プランへの移行に関する特約」を新設し、その適用を開始します。（以下、この特約のことを「移行特約」といいます。）

移行特約は、本約款に基づき現に契約している契約者に対し、電気通信事業法 第27条の2第4項などに適合した改定料金プランへの契約移行を目的として、新設するものです。

移行特約の新設にあたり、移行特約に記載が無い事項に関しては本約款を適用し、本約款との内容に異なる事項がある場合には移行特約を優先して適用するものとします。

（実施期日）

この改正規定は、2025年1月10日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2025年3月1日から実施します。

（WOWOW 4K 放送サービスの終了について）

WOWOW 4K 放送サービスは、株式会社 WOWOW の都合により、2025年2月28日をもって終了します。

（実施期日）

この改正規定は、2025年4月1日から実施します。

（東日本大震災仮設住宅支援に関する経過措置）

当社は、本約款 附則 2023年4月1日付の経過措置に定める東日本大震災仮設住宅支援に関する施策の適用を現に受けている契約者に対し、この改正規定により、本約款および料金表の定めに関わらず、2027年3月31日まで以下の特別料金を継続適用します。

品目	基本番組使用料
J:COM TV スタANDARDサービス	4,095円（税込4,504円）

また、次の各号に規定する条件すべてを満たす契約者が、新たに J:COM TV スタンダードサービスへの契約変更もしくは契約追加の申込みを行い、当社がそれを承諾した場合、本約款および料金表の定めに関わらず、2027年3月31日まで上記の特別料金を適用します。

- (1) 既に、この改正規定の実施日より前にインターネット接続サービス契約約款もしくは J:COM PHONE プラスサービス契約約款の附則 2023年4月1日付 経過措置に定める東日本大震災仮設住宅支援に関する施策の適用を受け、その適用が現に継続されていること。
- (2) 機器等を設置する場所が、行政機関から被災者および避難者に提供される応急仮設住宅もしくは公営住宅であること。
- (3) 前号の提供条件を確認するための証明書類を当社へ提示できること。

（実施期日）

この改正規定は、2025年5月1日から実施します。

（J:COM TV フレックス ネット動画サービスの料金額の改定について）

この改正規定の実施により、料金表 I 中の別表 1 に定める J:COM TV フレックス ネット動画サービス（Netflix サービスもしくはディズニープラスサービス）の対象プランにおける追加利用料（月額）を、以下の通り改定します。

対象プラン	追加利用料（月額）	
	改定前	改定後
Netflix ベーシックプラン	（追加料金不要）	273 円（税込 300 円）
Netflix スタンダードプラン	455 円（税込 500 円）	637 円（税込 700 円）
Netflix プレミアムプラン	900 円（税込 990 円）	1,273 円（税込 1,400 円）
ディズニープラス プレミアムプラン	300 円（税込 330 円）	482 円（税込 530 円）